
監 査 委 員

18年監査公表第1号

から請求のあった事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

平成18年 3月 3日

京都府監査委員	梅 原 勲
同	佐 藤 宏
同	道 林 邦彦
同	村 山 佳也

住民監査請求に係る監査結果**第1 監査の請求****1 請求書の提出**

請求人 から平成17年12月28日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定により、監査請求書の提出があった。

2 請求人

- (1) 住所
氏名
- (2) 住所
氏名
- (3) 住所
氏名
- (4) 住所
氏名
- (5) 住所
氏名
- (6) 住所
氏名
- (7) 住所
氏名

3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書によれば次のとおりである。

(1) 請求人の主張

ア 京都府議会議員（以下「府会議員」という。）である武田祥夫ほか12名の府会議員及び京都府職員である2名の職員（以下「調査団員」という。）は、「農林商工・建設常任委員会海外調査団」（以下「調査団」という。）として、2005年5月15日から同年5月22日まで、ロンドン、マドリードを視察する海外調査を実施した。

本調査は、これまでの海外研修に対する府民の批判をうけて、一定の調査目的を明確にし、農林商工常任委員会と建設常任委員会の合同調査とされた。しかし、調査団が掲げる調査目的からすれば、ロンドン及びマドリード滞在中に全15名の調査団員が一緒に行動する必要性は全くなかった。それぞれの委員会が掲げる調査目的に従って行動するならばそれぞれの都市の滞在日数は、少なくとも各1日ずつ短縮できたことは明らかである。また、調査団が掲げる調査目的からすれば、15名もの多数の調査団を派遣する必要性は全くなかった。

イ 委託旅行会社に支払われた費用のうち特に航空賃や宿泊費の金額が相場に比較して異常に高い。旅行代理店の選定に当たって費用面からの十分な検討が欠落していることも明らかである。

ウ 京都府の財政状況が極めて困難な中で、府民の税金を湯水のごとく使用した本件海外調査に対する公金の支出は相当部分の金額について違法若しくは不当であるので、京都府は同金額について損害を被った。

上記の主張を証する書面として、旅費の支出命令票、旅費請求書、海外旅行旅費計算書、調査日程、航空賃

等の見積書、日当、宿泊料及び食卓料の定額の表、(財)自治体国際化協会への海外活動支援依頼の文書並びに海外調査実施時の現地からの活動報告の文書の写しの提出があった。

(2) 請求人の措置請求

京都府知事は、上記海外調査に参加した調査団員に対し、各自に支払われた金員のうち相当額について京都府に返還させるなどの適正な措置を講じることを請求する。

なお、本件監査については、外部監査に委ねることを求める。

第2 請求の受理

本件請求については、自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第3 監査の実施

1 個別外部監査契約に基づく監査を求める主張について

本件請求については、外部監査に委ねることを求めているが、監査請求書にはその理由が付されていないので、請求人に対して確認したところ、口頭により監査委員の中に同じような機会を持つ可能性のある府会議員がいること、また、これらの委員を除外しても、他の監査委員において適正な監査が期待できないとの理由により、個別外部監査契約に基づく監査を求めているものであるとの説明があった。

上述の主張につき検討したところ、監査委員はいずれも当該事案と直接かつ具体的な関係を有するものではなく、自治法第252条の43第2項に規定する個別外部監査契約に基づく監査によるとの請求は相当であるとは認められず、監査委員による監査を行うこととした。

2 監査対象事項

請求の趣旨から、調査団による、ロンドン、マドリード等への出張旅費(以下「調査団海外出張旅費」という。)に係る公金支出を監査対象とした。

3 監査対象部局

京都府議会事務局(以下「府議会事務局」という。)

第4 請求人の証拠の提出及び陳述

1 請求人に対して、自治法第242条第6項の規定により、平成18年1月19日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。また、同条第7項の規定により関係執行機関の職員の立会いを認め、京都府議会事務局職員(以下「府議会事務局職員」という。)2名が立ち会った。

2 当日は、請求人が出席し、請求の要旨を補完する以下の趣旨の陳述を行った。なお、新たな証拠の提出はなかった。

(1) 京都府議会(以下「府議会」という。)の海外出張について、前回も監査請求を行っている。それに比べればかなり改善されているが、まだ、無駄な部分がある。京都市議会の海外視察に対する大阪高裁の判決でも、視察の一部が観光として認められその部分についての経費を返還させたという事実もある。

(2) 調査の内容についても、インターネットを利用して調べられる内容と大差がなく、現地に行くことの成果が判らない。現地を体感することに意味がないとは言わないが、報告書の内容を見る限りでは、高額な税金を投じる意味が見いだせない。

(3) 大阪高裁の判決にもあるように、個人の資質を高めるための一般教養的な視察をこれからも実施することについては、検討の余地がある。毎年行くとか全員行くということではなく、必要不可欠な調査のみに予算をつけて実施すべきである。

(4) マドリードの調査日程の中に空白の時間があり、観光に充てられたものと推定される。そのこと自体を否定するものではないが、私的な観光の部分については日当まで出すべきではなく、自らの負担で行くべきではないか。

(5) 旅行の費用そのものも旅行関係者の意見を聞いてもかなり高額であり、見積りもずさんで詳細がほとんど記載されていない中で特定の旅行代理店に決定されている。国際的な航空賃には、正規料金はあるが、旅行代理店が一定のルートに基づいてツアーを組む場合は、割引料金が採用されているはずなのに、見積りは正規料金のままになっている。もっと安い料金のところもあるのに、入手した資料の中に費用を検討した形跡が見いだせない。

第5 関係執行機関の陳述

1 京都府議会事務局長(以下「府議会事務局長」という。)に対して陳述の聴取を行うとともに、請求人の立会いを認め、請求人が、陳述に立ち会った。

2 府議会事務局職員3名が出席し、府議会事務局長が請求の要旨に対する以下の趣旨の陳述を行った。

(1) 地方分権が進展する中で、地方議会の役割は大きく変化してきており、二元代表制の一方として多様な民意を行政に反映させるために、積極的な政策提言を行うことが求められている。府議会においても近年様々な議会改革が進められ、議員が自ら政策的な条例を、提案し、成立させるという取組が進められる中で、従来とは違った新しい発想と幅広い知見が求められるところであり、書物やインターネットからの情報のほか、生きた情報、現地・現場に根ざした情報を正確に把握することが非常に重要になってきている。まさに「百聞は一見にしかず」であり、国内外を問わず、先進的な事例にふれることは、このための有効な手段であり、調査活動は、必要不可

欠のものである。

今回の調査については、常任委員会がその所管事項を調査することに併せ、所管外の事項についても、機会の有効活用という点で、先進的な事例を見聞、体験することも目的とした。

- (2) 限られた滞在日数の中で、目的達成に必要な調査を十分に取り込んだ、もっとも効率的な調査日程であった。
- (3) 調査団の団員数については、できる限り多くの府会議員にその機会が与えられるべきという考えもある中で、調査の効率、参加者の質疑時間の確保などを考えあわせ、また、府議会の今までの同規模による調査の実績や他府県の調査団の状況から見ても10名から15名程度が適当と考える。
- (4) 調査団の派遣旅費については、関係条例等の定めるところにより、航空賃等の交通費については実費を、宿泊費及び日当については規定どおりの定額を支出した。

航空賃は、他府県議会の例とほぼ同様にビジネスクラスを前提に旅行代理店の見積りを採用したものであるが、参考までに航空会社各社に聞いた所要額の中では一番安価であった。

また、この見積りを採用した旅行代理店の選定に当たっては、海外調査に関して実績のある旅行代理店の5社に対し、調査先とのアポイントメントの可能性及び航空賃の概算額について問い合わせた後、通訳や訪問先の調整の業務や運賃を勘案して3社に絞って見積りを徴し、航空機がわずかながらも他社より安く確保できるとしていた旅行代理店で、かつ、最も数多くの調査先とのアポイントが可能であったとしていた旅行代理店の見積額が、通訳や訪問先の手配に関する業務についても最も安価であったので、同旅行代理店を委託先として決定したものであり、費用面で適切な検討を加え処理したものである。

- (5) 府の財政状況の好不調と海外調査の是非は別問題であり、むしろ、財政状況が困難であるが故により効率的な府政運営がなされるよう、政策提言を行っていくのが、今の府議会に求められる重要な役割であり、そのためにも海外の先進事例を調査することは大きな意義があるものとする。帰国後、調査の成果が「政策研究のための常任委員会」などの場で、政策提言に向けた議論にも活かされているところである。

第6 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件措置請求事項についての請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の実施は、関係書類を調査するとともに、府議会議務局からの説明の聴取等によって行い、その結果、次の事項を確認した。

(1) 調査実施の経過

平成16年12月の府議会議会運営委員会の理事懇談会で、農林商工常任委員会及び建設常任委員会合同での海外調査を実施することを決定し、調査団に参加する委員の人は、平成17年3月の各常任委員会において決定された。

調査先及び日程については、平成17年1月以降、調査実施までに両常任委員会正副委員長が府議会議務局の作成した案をもとに各委員の意見を踏まえながら選定を行い、3月の各常任委員会において内定し、後日、調査団に参加する委員に対して調査日程、調査先について説明し了解を得る形で決定された。

調査内容、日程の決定を受けて、京都府議会議規則（昭和31年京都府議会議規則第2号。以下「会議規則」という。）第74条に基づき平成17年5月9日調査団の派遣が承認された。

(2) 目的

両常任委員会の所管事項に関わる課題の調査を目的として、具体的には「グリーン・ツーリズムの取組」、「まちづくりと観光振興」、「農業振興を通じた地域活性化」、「景観保全と観光振興」、「伝統産業振興」、「ブランド振興」、「PFIを活用した開発事業」、「都市再生」等の課題についての先進的な施策が調査目的として設定された。併せて、訪問先の国の国情や地方制度を聴取し、委員会として所管外の調査事項であっても府会議員としての知見を広める上で有益かつ貴重な機会と捉え、2委員会による合同調査であることを積極的に活用することとされた。

(3) 期間

平成17年5月15日（日）から5月22日（日）までの8日間

ただし、5月15日（日）の京都駅出発時刻に集合することが、交通機関の都合上不可能な府北部在住の府会議員1名については、前日に京都市内に宿泊しており、平成17年5月14日（土）から5月22日（日）までの9日間

〔備考〕

・上記日程以外の行動

5月16日(月) 15時40分調査終了後、宿泊先までの途中で、大英博物館を視察した。
所要時間は1時間程度で私費による行動であった。

5月18日(水) 13時15分マドリード空港到着後、昼食の後、17時30分からの在スペイン日本大使館での調査までの時間調整で、プラド美術館を視察した。
所要時間は1時間程度で私費による行動であった。

・移動時間が長い理由

5月19日(木) 午前の調査が11時30分に終了し、昼食の後、次の調査開始が16時となっているが、マドリードとアランフェスの間は約50kmで、交通渋滞等で1時間以上かかったことと、専用バス故障のため代替バス確保のために約1時間程度の待ち時間があつたため。

5月20日(金) 調査の開始が10時となっているがマドリードとトレドの間は、約70kmで、約1時間30分の移動時間が必要であった。午前の調査が12時30分に終了し、昼食の後、次の調査は15時15分の開始となっているが、トレドとタラベラ・デ・ラ・レイナの間は約30kmで、約1時間の移動時間が必要であった。

<航空会社名> K L : K L M オランダ航空

B D : プリティッシュ・ミッドランド航空

(5) 調査先及び調査内容

地 名 (調査事項)	調査場所説明者及び日時	調 査 内 容
ロンドン (英国の国情及び 地方自治制度等)	場 所：自治体国際化協会ロンドン事務所 説明者：次長、所長補佐 日 時：5 / 16 10 : 00 ~ 12 : 20	英国での調査に当たっての基礎的情報を収集するため、同事務所から、英国全般における情勢や、英国の地方自治制度、調査先の概要等について説明を聴取し、意見交換。
ロンドン (P F I を活用した住宅改修事業)	場 所：パートナー社 説明者：イズリントン区役所住宅部次長 パートナー社社長 他 日 時：5 / 16 13 : 50 ~ 15 : 40	市街地にある古い住宅を P F I の手法により再生し、公営住宅として供給を行うイズリントン区の P F I 事業について、同区及び P F I 事業主体 (パートナー社) から説明を聴取し意見交換するとともに、住宅改修現場を視察。
ロンドン (ドックランド地区都市再開発及び タワーハムレット区議会との交流)	場 所：ドックランド再開発地区 説明者：ドックランド・ツアーズ代表 タワーハムレット区議会議員 日 時：5 / 17 10 : 00 ~ 14 : 30	ドックランド都市再開発について、ドックランド・ツアーズから説明を聴取し、意見交換するとともに地区内の再開発現場を視察。また、ドックランド再開発地区内のタワーハムレット区の区議会議員と懇談し、地域の課題等について意見交換。
ロンドン (グリーン・ツーリズムの取組)	場 所：自治体国際化協会ロンドン事務所 説明者：サウスイースト観光局田園地域振興部長 日 時：5 / 17 15 : 00 ~ 16 : 30	サウスイースト観光局から、グリーン・ツーリズムによる田園地域の観光振興について、推進手法、課題等について説明を聴取し、意見交換。
マドリード (スペインの国情、 観光振興等)	場 所：在スペイン日本大使館 説明者：公使 他 日 時：5 / 18 17 : 30 ~ 18 : 50	スペインでの調査に当たっての基礎的情報を収集するため、同大使館から、スペイン全般における情勢や、観光事情等について説明を聴取し、意見交換。
マドリード (まちづくりと観光振興)	場 所：ラバビエス地区再開発事務所 説明者：ラバビエス地区再開発事務所長 マドリード市都市再開発部長 他 日 時：5 / 19 9 : 30 ~ 11 : 30	マドリード市内で再開発事業に取り組んでいる「ラバビエス地区」を訪問し、同地区事務所から、住宅再生事業や公共施設整備事業の状況等について説明を聴取し、意見交換するとともに、再開発工事現場等を視察。
アランフェス (農業振興を通じた地域活性化)	場 所：アランフェス市役所 説明者：アランフェス市長代理 (市議会議員) アランフェス・ナチュラル財団会長 農園オーナー 他 日 時：5 / 19 16 : 00 ~ 19 : 00	豊かな農村環境とイチゴなどの農作物を活用した地域活性化の取組状況等について、同市及び同財団から説明を聴取し、意見交換するとともに、大規模イチゴ生産農園を視察。

トレド (世界文化遺産ト レドの景観保全と 観光振興)	場 所：コンソーシオ・デ・トレ ド事務所 説明者：コンソーシオ・デ・トレ ド会長 他 日 時：5 / 20 10 : 00 ~ 12 : 30	国、州、県、市の4者で設置された公益法人を訪問し、歴史的な街 並み保存と観光地としての「まちづくり」の取組状況等について説明 を聴取し意見交換をするとともに、保存現場等を視察。
タラベナ・デ・ラ ・レイナ (伝統産業振興・ ブランド振興)	場 所：アルテサニア・タラベラ 社 説明者：社長 日 時：5 / 20 15 : 15 ~ 16 : 30	スペインの伝統産業であるタラベラ陶器の生産会社を訪問し、タラ ベラ陶器の特徴、製造方法、伝統産業の生産現場として抱える課題等 について説明を聴取し、意見交換するとともに、工房等を視察。

(6) 調査団員 15名

(7) 海外出張旅費の支出

調査団員15名分の調査団海外出張旅費10,961,890円が、平成17年5月13日支出されていた。

支出額は、京都府旅費条例(昭和25年京都府条例第43号)、京都府議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和25年京都府条例第54号)、外国旅行の旅費の計算等に関する要領(平成5年3月22日人事課長通知)等に基づき算出されており、また、算出額及び支出手続は適正に処理されていた。

なお、航空賃と現地交通費については、まず、添乗員の雇上、通訳・ガイドの雇上、調査先の手配の3種の業務が履行可能な3社から見積りを徴収し、総額で最も低額な見積りを提出した近畿日本ツーリスト株式会社京都支店(以下「近畿日本ツーリスト」という。)を採用し、その近畿日本ツーリストが提出した航空賃、現地交通費、空港税等の見積りにより、実費相当額を積算している。

(8) 調査の成果

平成17年5月26日の農林商工常任委員会において調査団員の原田府会議員が、同日の建設常任委員会において調査団員の小巻、林田、村田、中小路各府会議員が質疑及び意見開陳を行った。

平成17年6月23日の6月定例会全員協議会の場において、小巻府会議員が調査団の代表として府会議員全員に対して調査結果報告を行った。

調査団の報告書については、作成中の印刷原稿によりその報告内容が確認できた。

2 判断

(1) 常任委員会による海外調査の妥当性

今回の海外調査については、各常任委員会が所管する諸課題について、具体の先進事例を調査することで今後の府議会としての政策提言機能の強化などを図ることを目的に、会議規則第74条の規定により実施されたものである。この場合、常任委員会を単位とした調査団を構成することは、その所管事項との関係で調査目的を明確にしやすいという利点があること、また共通した課題を有する2つの常任委員会の合同調査としたことも調査の効率化を図る観点から工夫されたものと考えられ、行程の一部に互いに所管外の調査目的を併有していたとしても、多様化する行政課題に多角的視点からの政策論議を要請されていることを考慮すれば、それをもって直ちに不必要な調査であったとまで結論づけることはできない。

(2) 調査の目的及び派遣計画の妥当性

調査団の調査目的については、前記事実関係の確認に掲げたとおり、いずれも府政の重要課題と関連性を有するものと認められるものであり、派遣計画の中に盛り込まれた調査内容を見ても目的に適ったものであることが認められる。

請求人は、調査団が掲げる調査目的からすれば、15名もの多数の調査団を派遣する必要性はなかったと主張しているが、府議会として当該調査の効果、効率性とともに海外調査の機会確保の面にも配慮して一定規模の調査団を編成することに、特段の不合理性は認められないし、両常任委員会の総員21名のうちから選ばれた13名という規模が調査の効果、効率に影響を及ぼすほどの過大な規模であったとも言い得ない。

また、請求人は、調査団が別行動をとれば各都市で1日ずつ日程を短縮できたとしているが、共通の調査先の存在や調査先とのアポイントメント等の都合を考慮すれば、短縮の余地はほとんど見いだせないし、別行動による現地での通訳や交通手段の確保に伴う経費をも考慮しなければならないところである。

以上のとおり、派遣計画は、設定された調査目的との適合性を有し、更に移動時間等につき効率的な調査が行えるよう設定されているものであり、相当な派遣計画であったことが認められる。

(3) 調査団海外出張旅費

調査団の海外出張旅費については、前記のとおり、関係規定に基づき適正に算出され、支出されていたことが認められる。請求人は、特に航空賃や宿泊費が相場に比較して異常に高いこと及び旅行代理店の選定過程について疑問のある旨主張しているが、旅行代理店の選定については、通訳や訪問先との調整業務を重視する形で見積り合せをした結果、最も低額であった近畿日本ツーリストを採用したものであり、その航空賃についても当該社が最も低額(正規の運賃の半分程度)であったところであり、また宿泊費については、前記要領の規定どおりに

支出されているものであり、いずれも特に高額であったとは言い得ない。

なお、現地交通費については、調査団が現地で別途交通手段を確保することは非効率であり、調査を円滑に進める意味で全体の行程を熟知している当該社から専用バス借り上げの見積りを徴し、採用したことが不合理とは言えないし、また特に高額であるとも認められない。

(4) 日程の空白時間

請求人は、マドリードの日程（5月18日）に空白の時間があるとの主張をするが、前記のとおり、当該空白時間は専ら調査先の受入の都合により生じたものであり、その間、時間調整を兼ねて私費により美術館の見学が行われたが、調査そのものへの影響もなく、また余分な費用も生じていない。また、5月16日にも、私費による博物館の見学が行われているが、これも移動時間の一部を利用した1時間程度のものであり、調査日程への影響もなければ、余分な費用も生じていない。いずれの場合も、全体の調査計画を損なうものとは認められず、またその時間をやりくりして日程の短縮を可能にするほどのものとは言い難い。

(5) 調査の成果

調査の成果については、事後の議員活動にどのように反映されていくかという視点で見ることになるが、前記のとおり、調査直後の5月26日に開催された、農林商工、建設の各常任委員会において、調査団員から調査の結果を踏まえた質疑や意見開陳がなされ、6月23日の6月定例会全員協議会の場で調査団の代表から府会議員全員に対し、調査結果報告が行われ情報の共有化が図られたことなどが認められる。

なお、調査報告書については、いまだ公表されていないが、調査団員であった府会議員全員が分担して、調査先ごとに府政の課題を念頭においた報告がなされていることが認められたところである。

以上のとおり、請求人の主張については、いずれも理由がないものと判断する。